

附属機関調べ（5年以上活動無）

令和3年12月23日

第11回行革委資料

担当	No	名称	担任する事務	条例上の人数	任期	法律等による設置の必要性	案件発生による再開の見通しとその案件例	開催しない理由	他委員会等への役割移譲の可能性と該当委員会	R1-3度の開催頻度(年平均)	その他（特記事項、設立意義、実態等）
総務課 住民課	4	特別職報酬等審議会委員	特別職の報酬及び給料額の改定審議	7人以内		町独自	あり 特別職の報酬等の増減案が出たとき	該当する案件がないため	なし	0.0	特別職の報酬給料額の改定審議 前回H17年度。次回予定なし。
	17	環境審議会委員	環境保全に関する基本的事項の調査審議	10人以内	2年	努力義務	あり 池田町環境保全に関する条例に規定される特定施設に係る案件が発生した場合	該当する案件がないため	なし	0.0	審議が必要な場合のみ開催（環境基本法第44条）
健康福祉課	24	福祉企業センター運営委員会委員	福祉企業センターの円滑な運営を図る	8人	2年	努力義務	あり 制度改正や運営に問題が発生した場合	該当する案件がないため	あり 総合福祉センター運営委員会	0.0	平成16年度までは、毎年度末に前年度の決算状況報告、現年度の運営状況、施設内の状況見学等について説明する形で実施していたが、年一回の開催は不要で必要な際に召集すればどうかという事で開催していない。だが、有事の際には必要となるため廃止することができない状況。
産業振興課	25	商工業振興審議会委員	商工業振興に関する重要事項の審議	15人以内	2年	町独自	あり 商店街の再整備等	該当する案件がないため	なし	0.0	町長の諮問に応じて開催
	28	農政問題協議会委員	農業振興の総合的企画と施策の円滑な推進を図る	15人以内	2年	町独自	なし 農業の方針、方向性等の町長の諮問により協議する必要がある場合再開する	現在、農業の方針等は国の示す方針に左右され、その方針に基づき様々な計画を策定のための検討会を立ち上げ、細分化した組織により関連項目の審議を行っている	あり 農政問題協議会、農業構造政策推進協議会、農業振興地域整備計画審議会等農業関係を統合した新組織	0.0	農業再生協議会で農業問題及び施策を検討しているため開催していない。
	30	農業構造政策推進協議会委員	農業の分析・検討をして構造政策推進施策を樹立し、事業の円滑な推進を図る	15人以内	2年	町独自	なし 現在、農業の方針等は国の示す方針に左右される場面が多く、その方針に基づき様々な計画を策定している。町独自の案件があれば再開する	現在、農業の方針等は国の示す方針に左右される場面が多く、その方針に基づき様々な計画を策定している。町独自の案件があれば再開する	あり 農政問題協議会、農業構造政策推進協議会、農業振興地域整備計画審議会等農業関係を統合した新組織	0.0	農業再生協議会で農業問題及び施策を検討しているため開催していない。
生涯学習課	44	青少年問題協議会委員	青少年の指導育成等に関する総合的施策の調査審議	34人以内	2年	町独自	なし	別の委員会で協議しているため	あり 子ども・子育て会議	0.0	地方青少年問題協議会法
	47	差別撤廃人権擁護審議会委員	あらゆる差別の撤廃と人権の擁護に関する重要事項について、町長の諮問に応じ調査審議する	10人以内	2年	町独自	あり 差別案件	該当する案件がないため	なし	0.0	池田町における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす条例
	49	総合体育館運営委員会委員	総合体育館の運営に関する重要事項の審議・諮問	15人以内	2年	町独自	あり 総合体育館の運営に問題が発生した場合	該当する案件がないため	なし	0.0	
	50	スポーツ振興協議会委員	スポーツ振興基金の処分に関する審議	10人以内	2年	町独自	あり 基金の処分をするとき	該当する案件がないため	なし	0.0	スポーツ協会、スポーツ推進委員、町、学校関係者から組織する委員会のためスポーツ推進委員会が兼ねることはできない。
	53	美術品取得等に関する委員会委員	町立美術館の収蔵品としての美術品取得等に関する意見具申	5人以内	2年	町独自	あり 町長の求めにより美術品を取得するとき	該当する案件がないため	なし	0.0	池田町美術品取得等に関する委員会要綱

附属機関の任命数根拠調べ（任命11人以上抜粋）

令和3年12月23日

第11回行革委資料

担当	No	名称	担任する事務	条例上の人数	上位法令上等の定数	任期	法律等による設置の必要性	R3度又は直近の任命数	任命選出区分及び人数	委員の研修要素…会議を通して委員を啓発、又は見識を深める等	委員選出母体等での委員としての活動の必要性（伝達以外）	法令等で11人以上と決まっていない場合、町で11人以上任命している理由	委員を10人以下とする場合の可能性と理由等	R1-3度の開催頻度（年平均）	その他（特記事項、設立意義、実態等）
総務課	2	防災会議委員	地域防災計画の作成及び地域防災に関する重要事項の審議	30人以内	なし	会議のつど委嘱	義務	27	官6名、労1名、議会1、消防団1、防災会3、民間3、役場内12	なし	なし	防災には多くの人が関連するため人数が必要。	可能だが、10名以下にはできない。	1.0	災害対策基本法、池田町防災会議条例
	3	国民保護協議会委員	武力攻撃事態等から国民の保護を行う	15人以内	なし	当該専門事項による調査が終了するまで	義務	15	官6名、労1名、議会1、消防団1、防災会3、民間3	なし	なし	関係機関が広範囲に渡るため、多くの人数が必要。	可能だが、識見が下がる可能性がある。	0.3	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
企画政策課	8	総合計画審議会委員	総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の審議	18人以内	なし（産官学労労言士の意見聴取を求められている）	2年	義務	12	官学学労各1、産2、公募2、民間団体の代表4	なし	なし	総合計画は扱う分野が広範囲に渡るため、多くの人数が必要。ただし、R2に会議効率のため任命数を減らした。	可能だが、識見が下がる可能性がある。	2.0	地域づくり推進委員会で協議。任命数R2までは18人、開催頻度は策定年度は7回、改定年度3回、評価年度1回
	11	移住定住推進協議会委員	移住定住により町の人口を増やすため、総合的かつ計画的な事業の推進を図る	20人以内		翌年度の3月末	町独自	16	商工会1 観光協会1 農業委員会1 営農支援センター1 建築業協会2 不動産業者2 建築士1 金融機関3 ハローワーク1 県振興局1 町定住アドバイザー2	なし	なし	設置要綱で20人以内となっている。多くの方から意見をいただきたいため、設置要綱に明記してある各団体から委員を推薦していただき、委嘱している。	広い範囲からの意見を求めるため、委嘱している。削減は可能。	1.0	協議会は年1回開催（協議会のほか3部会あり、各1回開催）
住民課	14	交通安全対策協議会委員・支部長	警察及び関係機関と連携を図り交通安全対策を効果的に推進する	65人以内	なし	会議のつど委嘱	努力義務	55	警察1 議会1 安協5 学校関係5 事業所12 支部長31	なし	有	交通安全対策の対象者は限定ができないので関係機関との連携を密することで、より広範囲に効果を及ぼすため。	事業所と自治会支部長の削減は検討できるが、委員を10人以内とすることは困難。	1.0	関係機関・団体、事業所、自治会単位の支部で組織（交通安全対策基本法第18条）
	15	地域公共交通会議委員	地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議	15人以内	なし（事業者、利用者、運輸局長は必須）	2年	義務	14	官3 運行事業者1 利用者代表2 商工業者代表1 自治会代表1 高齢者代表1 社協1 学校関係3 医療機関1	なし	なし	町営有償運送にあたって、利用関係者の声を正確に反映させることに加えて、識見者の意見を聴取するため。	可能とは思われるが、削減する対象によって、需要に則した正確な判断ができなくなる可能性、又は識見が下がる可能性がある。（実質報酬支払者7名）	0.7	町営バス運行に関する協議（道路運送法）市町村運営有償運送を実施するうえで必須
健康福祉課	18	民生委員推薦会委員	民生委員の推薦	13人以内	なし	3年	義務	13	町議会議員 民生委員 社会福祉事業の実施に関係のある者 社会福祉関係団体の代表者 教育に関係のある者 関係行政機関の職員 学識経験のある者 の選出区分から各2名以内	なし	なし	前例により任命している	可能だが、報酬対象者は7名	0.3	
	20	新型インフルエンザ等対策本部委員	新型インフルエンザ等の対策を行う	必要と認められた者	なし	必要と認められた期間	義務	21	本部長1（町長） 副本部長3（副町長・教育長・議長） 構成員17（各課長10、社協事務局長、あづみ病院統括院長、医師連絡懇談会代表、南部署長、交番所長、自主防災会長、消防団長）	なし	なし	緊急事態である現状を踏まえ、いろいろな立場・角度から意見等の吸い上げ、今後の対応策等を話し合いのため。	可能だが、識見が下がる可能性がある。	3.0	報酬必要な方4人
	21	医師連絡懇談会委員	町民の健康と予防衛生及び疾病の対策について医師との連携を深め、町民の健康管理を推進する	15人以内		2年	町独自	13	町内開業医（内科5・歯科4）、あづみ病院4（院長・内科・歯科・小児科）	なし	有	町内開業医及び総合病院の代表で構成。各医師から保健衛生事業等についてご意見をいただき、共有認識で事業実施を図るため。	可能だが、識見が下がる可能性がある。	1.0	町内の開業医（内科・歯科）と北アルプス医療センターあづみ病院医師との連絡会議。予防接種や保健事業等について協議
	22	総合福祉センター運営委員会委員	総合福祉センターの運営の適正化を図る	35人以内	なし	2年	努力義務	13	保健・医療・福祉関係者等13名	なし	なし	主に地域福祉計画等の計画作成時に任命している前回の平成30年度の24名委員より減らし13名で開催した	可能だが、計画作成に幅広く反映できるか	0.7	

附属機関の任命数根拠調べ（任命11人以上抜粋）

令和3年12月23日

第11回行革委資料

担当	No	名称	担任する事務	条例上の人数	上位法令上等の定数	任期	法律等による設置の必要性	R3度又は直近の任命数	任命選出区分及び人数	委員の研修要素…会議を通して委員を啓発、又は見識を深める等	委員選出母体等での委員としての活動の必要性（伝達以外）	法令等で11人以上と決まっていない場合、町で11人以上任命している理由	委員を10人以下とする場合の可能性と理由等	R1-3度の開催頻度（年平均）	その他（特記事項、設立意義、実態等）
	23	健康長寿食育推進協議会委員	健康増進計画及び食育推進計画の策定や健康づくりの事業推進を図る	15人以内		2年	町独自	14	有識者（県・大町保健福祉事務所各1）、議会1 医療・教育・福祉（医師、歯科医師、薬剤師、社協各1）各種団体（商工会、徐団連、補導員各1、生産者団体、食育団体各1）、公募1	なし	有	健康課題解決に向けて多方面からのご意見・協力をいただくために各分野から選出。また、あづみ野池田いきいき食育条例に基づき各組織より選出	可能だが、見識が下がる可能性がある。	2.0	令和2年10月より施行 健康増進、食育推進事業の計画策定や事業評価等について協議 報酬必要な方10人
産業振興課	27	中小企業・小規模事業者振興円卓会議委員	小規模事業者等の振興に関する施策について基本方針等を定めるとともに町、事業者等の役割を明確にし、施策を総合的に推進する	15人以内		2年	町独自	13	事業者、経済団体、学識経験者、金融機関、住民代表 人数制限は無し	なし	なし	幅広い分野からの意見を必要とするため、多くの人数が必要。但し令和元年以降は小会議（3、4人）しか開催していない。	可能だが、集まる意見が偏る可能性がある。	1.7	協議する内容が広範囲で論点を絞り込めなかったため、当面小委員会を設置してそれぞれの部門（商・工・農）で調査、研究及び振興施策の検討をすることとした。H29 1回、H30 1回
学校保育課	34	学びの郷活性化委員会委員	保育園・小中学校の様々な課題に取り組み、楽しく登校（園）できる学校（園）づくりと地域との連携を検討する	必要と認めた者		2年	町独自	29	教育委員5 学校、町職員10 PTA5 町議1 町附属機関委員6 自治会1 老人クラブ1	なし	有	この委員会は学校評議委員、いじめ問題推進協議会等多くの役割を持ち、学校や保育園の運営に意見を述べる町附属の機関として重要な役割を果たしているため。	有 R4年度から国制度により学校運営協議会に変更予定。池田小区、会染小区、中学の3に分けて設置。それぞれ単体としては10人程度の委員。	3.0	現在この委員会が役割を担っている学校評議委員、いじめ問題推進協議会は法律上設ける必要がある。
	38	教育委員会就学支援委員会委員	小中学校の児童生徒等の適正な就学先判断及び相談	20人以内	なし	2年	義務	13	学校4校（池小、会小、高瀬中、安曇擁護）×2名＝8 保育園2 多世代相談センター1 医師1 臨床心理士1	なし	有	学校の就学先を適切に判断するため、会議にける前に子どもの状態について調査が必要。それを学校、保育園職員が担っている。医学、心理等専門家からの助言も必要であるため。	不可能 必要最低限の委員である。各校2名については、判断する校長と実務・調査委をする教諭は必ず必要。	5.0	公費で報酬を払うのは2名のみ
	40	子ども・子育て会議委員	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要事項の審議	20人以内	なし	2年	義務	21	今年度任命予定子ども子育て支援に関する事業従事者2 識見者2 その他町長が認める者5計9名を予定	なし	なし	今年度任命は10人以下の予定	有	1.0	
生涯学習課	43	青少年育成町民会議委員	青少年の健全育成に寄与する	30人以内		2年	町独自	27	会議を構成する個人・団体・関係機関より役員を選出 町、議会、教育委員会、子ども会育成会連絡協議会、遺族会、社協、小中学校、養護学校、池田工業高校、三校PTA連合会、民生児童委員連絡協議会、商工会、保護司会、女性団体連絡協議会、池田交番、保健補導員会、自治会協議会、防犯組合、老人クラブ連合会、高瀬ライオンズクラブ、手をつなぐ育成会、大町少年警察ボランティア協会	なし	有 構成員それぞれが青少年の健全育成に寄与する立場にあるため	構成する個人・団体・関係機関より1名理事等役員を選出しているため	理事会による決定により可能	1.0	（町の会計からの支払いはない）
	46	人権教育推進協議会委員	人権教育の推進	37人以内		2年	町独自	22	人権教育に関係のある公共機関及び団体より委嘱 議会、教育委員、社会教育委員、小中学校、池田工業高校、女性団体連絡協議会、老人クラブ連合会、人権擁護委員、認定子ども園連絡協議会、三校PTA連合会、民生児童委員協議会、企業人権教育推進協議会、自治会協議会、分館長代表3名、教育長	あり	有 人権教育を推進する立場にあるため	各団体より委員を委嘱しているため	人権教育に関係のある公共機関及び団体により構成されているため、構成団体の減少により可能	1.0	池田町人権教育推進協議会規約